

医療・福祉・介護・保健に係る「たからづかモデル」検討会 設置要綱（案）

（設置）

第1条 宝塚市の医療・福祉・介護・保健に関する施設の統合及び連携について検討を行うため、宝塚市都市経営会議設置規程（平成15年訓令第26号）第6条第2項の規定に基づき、医療・福祉・介護・保健に係る「たからづかモデル」検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討会は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）医療・福祉・介護・保健に関する施設の統合に関すること。
- （2）市立病院が担うべき役割に関すること。
- （3）医療・福祉・介護・保健に関する施設間の連携に関すること。
- （4）検討会のとりまとめ策定に関すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、宝塚市の医療・福祉・介護・保健施策に関すること。

2 検討会は、前項に規定する所掌事務について、市長が別に要綱で定める「医療・福祉・介護・保健に係る「たからづかモデル」懇話会」の意見を参考にすることができる。

（対象施設）

第3条 前条第1項第1号に規定する、医療・福祉・介護・保健に関する施設は、次に掲げるとおりとする。

- （1）宝塚市立病院（医療施設）
- （2）宝塚市立健康センター（保健施設）
- （3）宝塚市国民健康保険診療所（医療施設）
- （4）宝塚市立子ども発達支援センター（福祉施設）
- （5）介護老人保健施設ステップハウス宝塚（介護施設）
- （6）前5号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた施設

（組織）

第4条 検討会は、別表に掲げる委員で組織する。

（会長および副会長）

第5条 会長には市長をもって充てる。

- 2 副会長は、別表に掲げる委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、検討会を代表し会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 検討会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 検討会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(分科会)

第7条 検討会は、第2条第1項に規定する所掌事務について、課題の整理及び調査研究等を行うため、分科会を設置することができる。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、企画経営部市立病院経営改革担当が行う。

(細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年（2025年）〇月〇〇日から施行する。

別表（第4条及び第5条関係）

市長
副市長
企画経営部長
企画経営部 市立病院経営改革担当部長
企画経営部 財務担当部長
市民交流部長
総務部長
総務部 経営改革担当部長
都市整備部長
健康福祉部長
子ども未来部長
宝塚市立病院 事業管理者
宝塚市立病院 副事業管理者
宝塚市立病院 総長
宝塚市立病院 病院長
宝塚市立病院 副院長（看護部長）
宝塚市立病院 経営統括部長

医療・福祉・介護・保健に係る「たからづかモデル」懇話会 開催要綱（案）

（目的）

第1条 宝塚市の医療・福祉・介護・保健に関する施設の統合及び連携を検討するにあたり、市民及び知識経験者から意見を聴取するため、医療・福祉・介護・保健に係る「たからづかモデル」懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

（役割）

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- （1）医療・福祉・介護・保健に関する施設の統合に関すること。
- （2）市立病院が担うべき役割に関すること。
- （3）医療・福祉・介護・保健に関する施設間の連携に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、宝塚市の医療・福祉・介護・保健施策に関すること。

（対象施設）

第3条 前条第1項第1号に規定する、医療・福祉・介護・保健に関する施設は、次に掲げるとおりとする。

- （1）宝塚市立病院（医療施設）
- （2）宝塚市立健康センター（保健施設）
- （3）宝塚市国民健康保険診療所（医療施設）
- （4）宝塚市立子ども発達支援センター（福祉施設）
- （5）介護老人保健施設ステップハウス宝塚（介護施設）
- （6）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた施設。

（委員）

第4条 懇話会の委員は次に定める者とし、市長が任命する。

- （1）公募市民
- （2）知識経験者

（委員の任期）

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

2 委員の辞任等により後任の委員を補充する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

（座長）

第6条 懇話会に座長を置き、市長が任命する。

- 2 座長は、懇話会を代表し会務を総理する。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

（謝礼）

第7条 懇話会に出席した委員に対して、市長が別に定める謝礼を支払うものとする。

（庶務）

第8条 懇話会の庶務は、企画経営部市立病院経営改革担当が行う。

(細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年（2025年）〇月〇〇日から施行する。

医療・福祉・介護・保健に係る「たからづかモデル」の検討について

1. 検討の目的（P1）
2. 検討事項（P1）
3. 検討体制（P2）
4. 検討の流れ（イメージ）（P3）
5. 直近のスケジュール（予定）（P4）

1. 検討の目的

市立病院の建て替えを機に、医療、福祉、介護、保健に係る資源を有効活用するためのネットワークを構築し、市民の命と健康を守る機能をより一層高めることを目的とする。

具体的には、市立病院を中心とした、健康センター、子ども発達支援センター、ステップハウス宝塚、国民健康保険診療所などの関連施設の統合や連携の検討の他、民間医療機関や福祉・介護施設などとの連携方策についても検討を行う。

2. 検討事項

I 施設の統合

健康センター、子ども発達支援センター、ステップハウス宝塚を市立病院の建て替えと合わせて一体的に整備することについて検討を行う

II 市立病院の役割

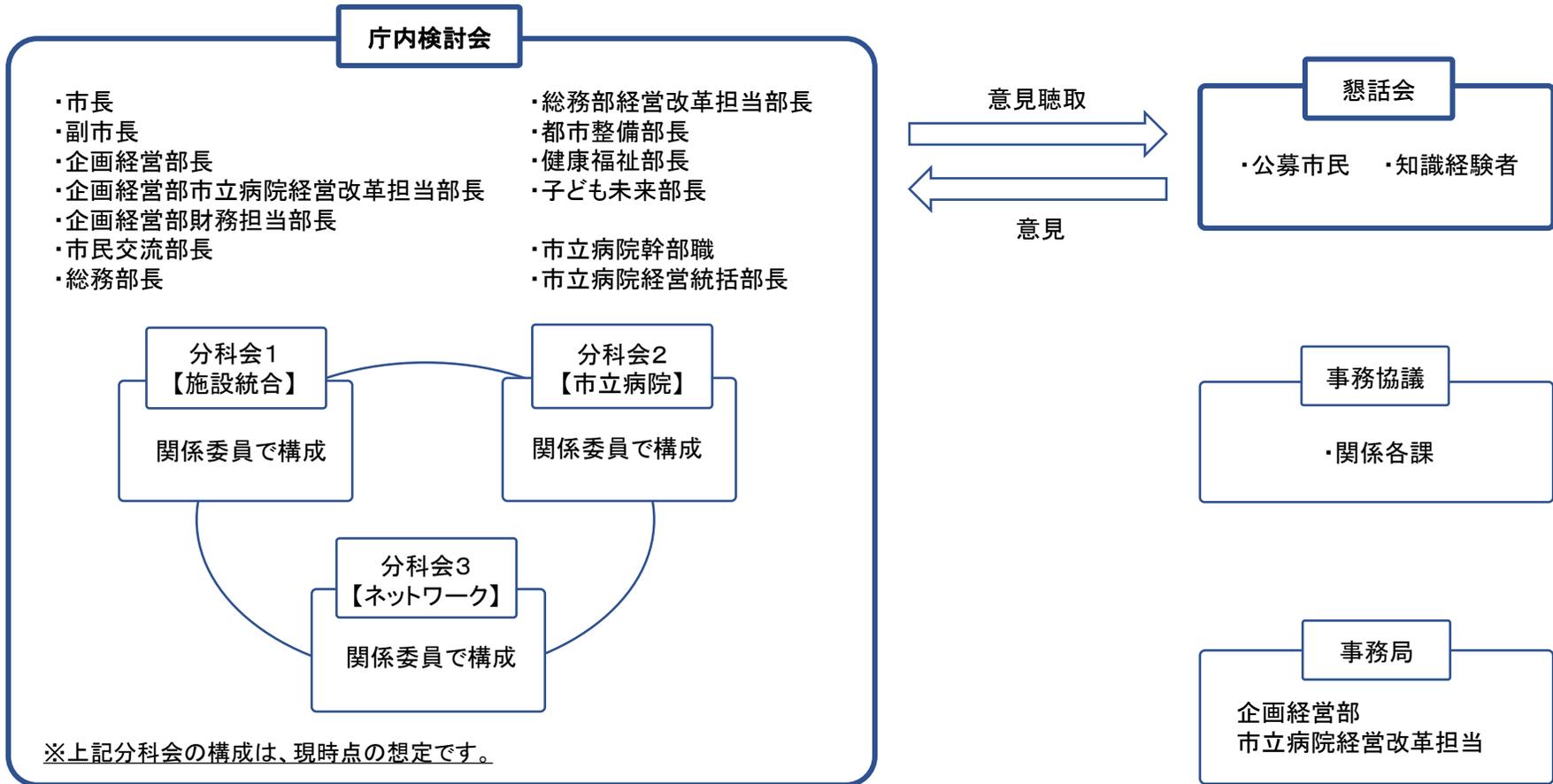
新病院が担うべき役割や、医療・福祉・介護・保健分野に関する民間施設との連携について検討を行う

III 施設間のネットワーク構築

市立病院、健康センター、子ども発達支援センター、ステップハウス宝塚、国保診療所間におけるネットワーク構築を検討するとともに、運営の効率化についても検討を行う

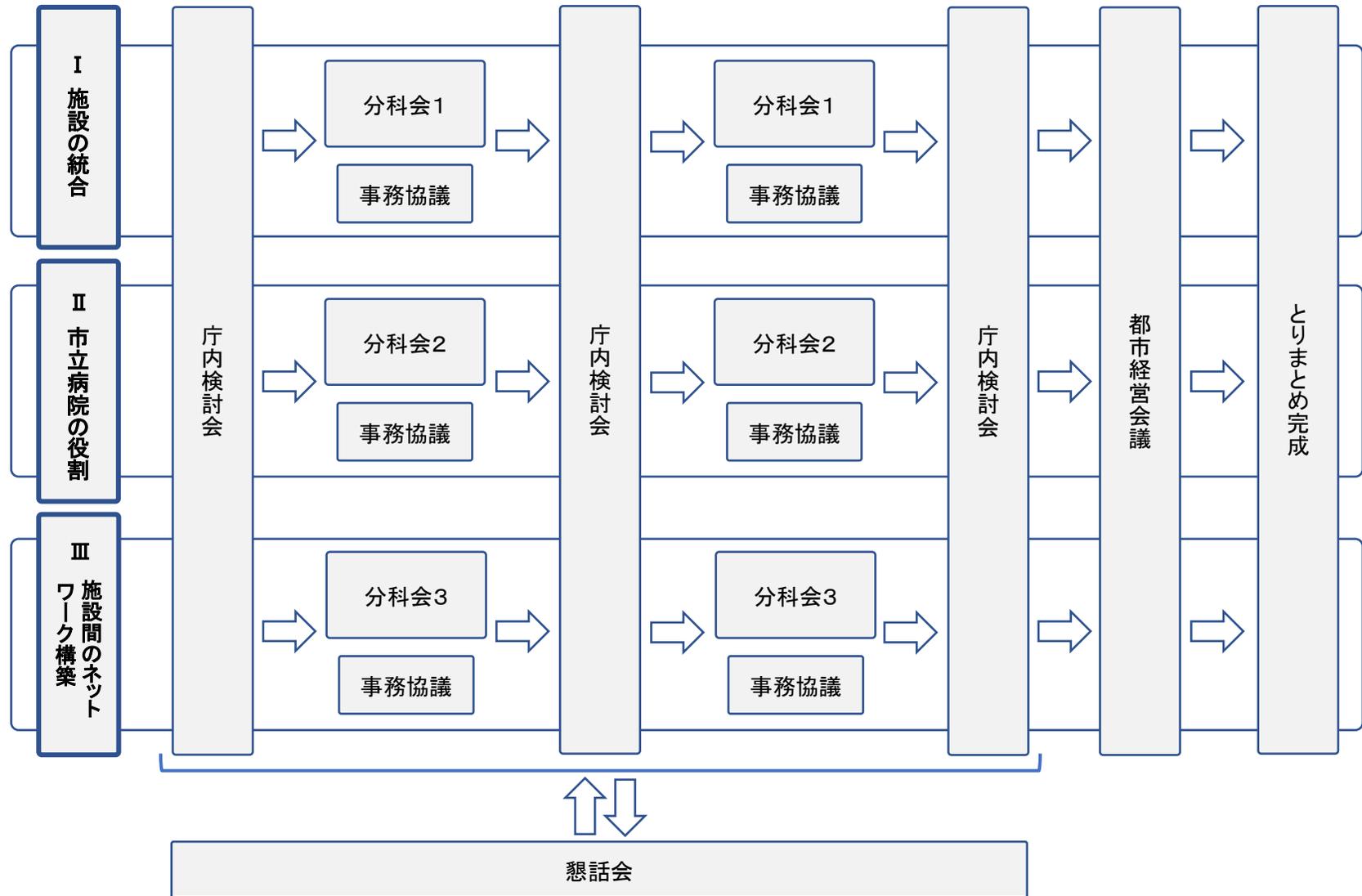
施設統合の方向性や新病院が担うべき役割など、策定中の新病院整備基本計画に反映すべき内容について優先的に検討する。
民間施設との連携や施設間のネットワーク構築などは、長期的に検討する。

3. 検討体制



- ☑ 市内検討会においては、検討事項ごとに関係部署で構成する分科会を設置するとともに、各種検討事項のとりまとめを策定する。
- ☑ 分科会においては、課題整理や方向性の決定を行い、その検討状況を市内検討会に報告する。
- ☑ 懇話会においては、公募市民や知識経験者から、各検討事項における課題や方向性、とりまとめ(案)に対して様々な視点による意見を聴取する。
- ☑ 事務協議においては、市内検討会や市内分科会の検討状況に応じて、関係各課で必要な資料の収集、課題整理などを適宜行う。
- ☑ 事務局は、企画経営部市立病院経営改革担当とする。

4. 検討の流れ(イメージ)



- ☑ 庁内検討会は年間に3回～4回程度を想定。各種検討事項の課題整理や方向性の決定は分科会を中心に行う。
- ☑ 懇話会においては、庁内検討会や分科会の検討・決定内容について、知識経験者、市民委員から様々な視点に基づく意見を聴取する。
- ☑ 施設統合の方向性や新病院が担うべき役割など、策定中の新病院整備基本計画に反映すべき検討内容については、優先的にとりまとめを作成する

5. 直近のスケジュール(予定)

令和7(2025)年					
	6月	7月	8月	9月	10月
都市経営会議	● 検討会、懇話会の設置要綱を付議(6/23)				
庁内検討会	● 設置要綱施行(6/25) ● 第1回キックオフ(6/25)				● 第2回開催(第1週目)
懇話会	● 設置要綱施行(6/25)		▶ 市民公募受付期間	▶ 市民公募選考期間	● 第1回開催(第4週目)
庁内分科会		▶	▶	▶	▶
		各種検討事項の課題整理や方向性を決定するため、適宜開催			